

令和6年11月27日
208・209会議室

令和6年第22回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和6年第22回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和6年11月27日(水)
開 会 午後1時30分
閉 会 午後3時13分
休 憩 無

2 場 所 208・209会議室

3 出席者

教育長	栗原 寛	
教育委員	石本 一弘	伊藤 憲春
	小柳 郁美	堀切 菜摘
署名委員	堀切 菜摘	

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	齋藤 真志	教育総務課長	白井 隆行
学校施設建替担当課長	鈴木 信貴	学務課長	澤田 克己
指導課長	佐藤 達哉	主任指導主事	片山 伸哉
統括指導主事	野津 公輝	教育支援課長	高橋 周
学校給食課長	青木 勇	生涯学習推進センター長	庄司 康洋
図書館長	黒島 秀和		

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係	和田 健治	齋藤 綾乃
----------	-------	-------

案 件

1 協議

- (1) 立川市第4次学校教育振興基本計画について
- (2) 小・中学校への自閉症・情緒障害特別支援学級の設置について
- (3) 長期欠席児童への給食提供の試行実施の拡大について

2 報告

- (1) 立川市 学校における働き方改革総合プランについて
- (2) 立川市地域学習館条例施行規則の様式の変更について

3 その他

令和6年第22回立川市教育委員会定例会議事日程

令和6年11月27日

208・209会議室

1 協議

- (1) 立川市第4次学校教育振興基本計画について
- (2) 小・中学校への自閉症・情緒障害特別支援学級の設置について
- (3) 長期欠席児童への給食提供の試行実施の拡大について

2 報告

- (1) 立川市 学校における働き方改革総合プランについて
- (2) 立川市地域学習館条例施行規則の様式の変更について

3 その他

◎開会の辞

○栗原教育長 ただ今から、令和6年第22回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 はい、承知しました。

○栗原教育長 よろしくお願いいたします。

本日は、協議3件、報告2件でございます。その他は議事進行過程で確認いたします。

次に、出席者の確認を行います。齋藤教育部長、お願いいたします。

○齋藤教育部長 本日、第22回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、学校施設建替担当課長、学務課長、指導課長、片山主任指導主事、野津統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長、以上でございます。

◎協 議

(1) 立川市第4次学校教育振興基本計画について

○栗原教育長 それでは、1協議(1)立川市第4次学校教育振興基本計画について、に入ります。

臼井教育総務課長、説明をお願いいたします。

○臼井教育総務課長 それでは、1協議(1)立川市第4次学校教育振興基本計画について、資料に基づきご説明いたします。

立川市第4次学校教育振興基本計画につきましては、第20回教育委員会定例会におきまして、計画の骨子案をお示しいたしましたが、その後も外部委員で構成される立川市第4次学校教育振興基本計画検討委員会等で計画策定に向けた検討に取り組んでおります。

本日のご協議にあたりまして、資料として2種類、冊子の素案の案とA3横1枚の骨子案をお示しております。立川市第4次学校教育振興基本計画骨子案については、第20回教育委員会定例会においてご協議いただいた内容に若干肉付けをしたものでございます。

また、こちらの資料は、12月市議会定例会の文教委員会でお示しする予定でございますけれども、本日この後ご協議をお願いしております素案の案の抜粋でございますので、こちらの資料につきましては、説明を割愛させていただきたいと思っております。

本日ご協議をお願いしたいのは、現在検討を進めております立川市第4次学校教育振興基本計画素案の案について、でございます。素案の案の冊子をご覧ください。

計画策定にあたりましては、読みやすさ等への配慮から、文字の大きさや読みやすい文字のフォント、送り仮名や西暦、和暦の表記等について、本市の計画策定のガイドラインに基づき作成しております。

また、現行の第3次学校教育振興基本計画と比べまして、レイアウト等を見やすくする工

夫に取り組んでいるほか、イラストや写真を多く使うことを意識しており、計画をご覧いただく方に読みやすく、親しみを感じていただけるような計画に仕上げたいと考えております。

そのほか現行の第3次の計画との大きな変更点といたしまして、現在策定を進めている市の最上位計画であります立川市第5次長期総合計画において、これまでの長期総合計画とは異なり、市の組織と計画体系をあわせるという大きな方針で策定を進めております。この方針と整合性を図るため、学校教育振興基本計画だけでなく、現在策定している立川市第5次長期総合計画に基づく市の個別計画につきましては、全て同様に変更して作業を進めております。組織と計画体系をあわせるということにつきまして、分かりづらい点もございますので、後ほど計画体系を説明する際に改めてご説明させていただきます。

それでは、素案の案を開いていただきまして、目次のページをご覧ください。

第1章から第5章までの本編と資料編からなる構成につきましては、現行の第3次の計画と全て同じ構成となっております。また、各章を構成しておりますいわゆる節に該当している部分につきましても、基本的には第3次の計画を踏襲しておりますが、第20回教育委員会定例会でもご説明いたしましたとおり、検討委員会での市民委員からのご意見を踏まえまして、第2章の5として立川市の学校教育における課題を記載するなどの変更を加えております。

次に、計画内容について概要をご説明いたします。2ページをお開きください。2ページでは、第1章はじめに、1計画の目的として、本計画は教育基本法に規定する政府が定める計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定することとしております。また、本市の最上位計画であります立川市第5次長期総合計画・前期基本計画で定められている6つの施策を実現するための個別計画として、令和7年度から令和11年度までの5年間を見据えた長期的な視野に立った立川市の学校教育が目指す基本的、総合的な方向性を定め、それを実現するための基本施策や取組項目を示す計画として、策定していることを記載しております。

次に、2計画策定の経緯として、平成22年12月に立川市学校教育振興基本計画を策定して以降、平成27年度に第2次の計画を、令和2年度に第3次の計画を策定し、第3次の計画期間が令和6年度末までのため、令和7年度以降の5年間の立川市の学校教育が目指す基本的、総合的な方向性等を定めるため、立川市第4次学校教育振興基本計画検討委員会での協議を経て策定していく内容を記載しております。

3ページの3他計画との関係では、国の第4期教育振興基本計画を参酌するとともに、東京都教育ビジョン（第5次）を参考にしながら策定することとしております。また、第5次長期総合計画や関連する立川市第4次特別支援教育実施計画等の個別計画との整合を図っております。なお、生涯学習や図書館活動の分野につきましては、別途個別計画が策定されていることから、本計画での対象範囲は小学校、中学校の教育施策と、それに関連する施策としております。

4ページをお開きください。

計画期間としては、立川市第5次長期総合計画、前期基本計画の計画期間と整合を図り、令和7年度を初年度とする5年間の計画期間としております。

5ページをご覧ください。

第2章、計画策定にあたってでは、1国の動きとして、学校教育法の改正等の関係法令の改正について記載し、ページをめくっていただきまして7ページでは、5つの基本的な方針を示した第4期教育振興基本計画の策定や中央教育審議会の動向について記載しております。

9ページをお開きください。

東京都の動きとして、12の「基本的な方針」と30の「今後5カ年の施策展開の方向性」を示した東京都教育ビジョン（第5次）について記載しております。

11ページをお開きください。

ここからは、立川市に関する状況等について記載しております。

11ページでは、立川市第3次学校教育振興基本計画の達成状況について、3つの基本方針にぶら下がる9つの基本施策における取組指標の達成状況や現状分析について記載しております。計画に掲げた事業の取組状況は、全体を通じて概ね順調に推移しておりますが、一部には課題も見られます。こちらにつきましては、以前の定例会でご協議いただいておりますので、内容の説明につきましては省略させていただきます。

次に16ページをお開きください。

16ページからは、立川市の学校教育を取り巻く状況としまして、児童や生徒の数、学校施設の状況等について、表やグラフ等を活用しながらお示ししております。

22ページをお開きください。

ここからは、現時点の立川市における主な課題を記載しております。現行の第3次学校教育振興基本計画の達成状況や、ただ今ご説明いたしました立川市の学校教育を取り巻く状況がこちらの立川市の学校教育における課題につながり、その課題解決の取組がこの後に記載する第4章の事業の展開や今後の方向性につながるよう、第4次の計画では記載する順番を変更するなど、市民の理解がより深まるような計画の見せ方についても工夫しながら策定を進めております。

次に、25ページをお開きください。第3章、計画の体系の1計画の方向性として、今後5年間を見据えた学校教育の方向性として、図にお示ししております6つの基本方針を掲げ、15の基本施策に基づき事業を展開していくことを記載しております。

先ほどご説明いたしました第5次長期総合計画では、組織と計画体系をあわせることとして、学校教育に関しては6つの施策が定められていることをご説明いたしましたが、6つの施策とこちらの6つの基本方針が、基本的に同じ内容となっております。こちらにつきましては、27ページのところで改めてご説明させていただきます。

次に、26ページをお開きください。

26ページでは、立川市教育委員会の教育目標と立川市第5次長期総合計画基本構想の中の、

教育に関する政策方針を記載しております。

27 ページには、2 計画の基本方針としまして、25 ページの図でお示ししました 6 つの基本方針とそれぞれの基本方針の主な目的を記載しております。第 4 次の計画の大きな変更点としまして、組織と計画体系をあわせるということをご説明いたしましたけれども、第 4 次の計画では基本方針が基本的には課に相当する組織と対応しておりまして、基本施策は係に相当する組織と対応しております。このため方針や施策が政策的な分け方というよりも組織的な分け方となったため、現行の第 3 次の計画では 3 つの基本方針でしたが、第 4 次では 6 つに増えており、その下にぶら下がる基本施策が第 3 次の 9 から第 4 次では 15 に増えているということでございます。

27 ページの基本方針 1 学校教育の充実は、主に指導課が担当いたします。基本方針 2 特別支援教育の推進は、主に教育支援課が担当いたします。基本方針 3 学校教育環境の充実は、主に学務課が担当いたします。基本方針 4 学校給食の提供と食育の充実は、主に学校給食課が担当いたします。基本方針 5 教育行政の推進は、主に教育総務課が担当いたします。基本方針 6 公共施設マネジメントの推進は、主に学校施設建替担当課が担当いたします。このような形の施策の分け方になったことが第 4 次の計画の変更点、特徴の 1 つということでございます。

次に、28 ページをお開きください。

28 ページから 29 ページにかけては、第 4 章でお示しします基本方針 1 から 6 の全体構成が把握できるよう、構成内容を 2 ページにわたり記載しております。基本方針、基本施策、施策の展開など似たような用語がございますので、計画の全体像を把握するためには、このページをご参照いただくと、より理解が進むのではないかと考えております。

次に、30 ページをお開きください。

30 ページからは第 4 章、事業の展開と今後の方向性を記載しております。第 4 章は、令和 7 年度からの 5 年間でどの課がどのような施策や事業に取り組む計画となっているかを具体的にお示しする部分になっております。繰り返しの説明になりますけれども、基本方針は課のレベルの取組、そこにぶら下がる基本施策や施策の展開は係のレベルでの取組をお示しております。

30 ページは、基本方針の構成について、その読み方、見方を記載するページとなります。計画の中身をご協議していただく上でもぜひご参照いただければと考えております。

31 ページからは、基本方針ごと、課ごとの具体的な取組等を記載しております。内容のボリュームに多い、少ないの差はございますけれども、構成につきましてはどの基本方針も同じ展開の仕方となっております、まず 31 ページのように基本方針ごとの体系図をお示しております。

次に、32 ページをお開きいただきますと、体系図の後に基本施策ごと、課の中の係ごとの現状と主な課題、その施策の取組等を評価するための目安となる指標について、基準となる令和 5 年度の数値と目標値となる令和 11 年度の数値、さらに指標の考え方などを記載してお

ります。現状、主な課題、指標などにつきましては、第5次長期総合計画の前期基本計画の中でも同じような記載がございますので、長期総合計画との整合を図っております。

次に、33 ページ、施策の展開についての記載となります。施策の展開は、基本方針を実現させるため、基本施策をどのように展開していくのか、各係でどのような事業に取り組んでいるのかについて、具体的に記載しております。

このような構成で基本方針1から6について、75 ページまで記載が続いております。なお、時間の関係上、基本方針ごとの個別具体的な内容の説明につきましては、省略させていただきたいと思っております。

次に、76 ページをお開きください。

76 ページからは、第5章計画の推進にあたってとしまして、関係機関との連携、協力を密にして、効果的に施策を進めていくことや、5年間の計画期間におきまして、教育を取り巻く状況の変化に応じ、計画の見直しや新たな方策の検討を行うこと、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき行う「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」等を活用して、進捗を管理し、効果的かつ着実な推進を図っていくことなどを記載しております。

また、78 ページ以降は資料編としまして用語解説や基礎データ、計画策定における体制や経過等について記載していく予定でございます。

なお、素案の案をブラッシュアップしたものを来年3月には計画素案として議会に報告させていただきまして、パブリックコメントを実施した後、必要に応じて修正を加えまして、計画原案として令和7年6月市議会定例会で報告、その後、正式な計画として教育委員会定例会で決定していただくような形で予定をしております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。なお、今、臼井教育総務課長から計画についての説明がございましたが、分量がございますので、質疑につきましては、計画を5つに分けて行いたいと考えております。初めに第1章と第2章、続いて第3章と第4章の基本方針1と2、続いて第4章の基本方針の3と4、続きまして第4章の基本方針の5と6、最後に第5章と資料編、このように分けて行いたいと考えておりますが、皆さん、よろしいでしょうか。

[「異議なし」との声あり]

○栗原教育長 それでは、最初に第1章と第2章、ページといたしましては2ページから24ページまでについての質疑をお願いいたします。質問、意見がある委員の方は挙手をお願いいたします。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 ご説明ありがとうございます。

形についてお聞きしたいのですが、例えば15ページで計画期間が令和2年度と3年度とありまして、令和6年度の件数などが棒線になっているわけです。ここには今後数字が

入るのでしょうか。それとも、目標令和6年度という欄のみをそのまま残すのでしょうか。

○栗原教育長 臼井教育総務課長、お願いいたします。

○臼井教育総務課長 今、伊藤委員からご指摘いただきましたのは、立川市の第3次学校教育振興基本計画の達成状況、今現在の計画の達成状況のところですが、そちらは令和2年度から令和6年度までの5年間の計画の達成状況とその当時の目標になっておりますので、目標について変わることはないです。

令和6年度の数値につきましては、この冊子の発行を令和7年の6月から7月頃に予定しているのですが、その時点で令和6年度の数値が確定していれば、棒線は具体的な数値に置き換わります。ただ、万が一その時点で数値が確定していないようなものがございましたら、引き続き棒線になる可能性がございます。

○栗原教育長 ほかいかがでしょうか。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 19ページや20ページのデータでの現状の提示について2つ言いたいです。例えば、19ページには、不登校児童・生徒数やいじめ認知件数が書いてありますが、このデータがどこの施策に関係するのかをデータの下に書いたらいいのではないかと思います。例えば不登校児童・生徒数だったら基本方針の何番のような感じで、このデータがどこに関連するデータであるというようなことが分かるといいのかなと思いました。いじめ認知件数も同様で、データだけ載せるのもいいのですが、それがどのページの、どこの施策に関係しているのかを書いてもいいかと思います。

20ページのデータは特別支援学級等の利用者数がどんどん増えていますというデータですが、いい悪いではなく、例えば今後も増えていくと予想できます。恐らく特別支援学級等に入る子どもたちが増えていくので、予測でいいのか分からないですけれども、2023年、2024年、2025年はこのように増えていく、このペースでいったらこのぐらい増えていくよという予測を書いて、だから特別支援学級等を増やさないといけないのだという根拠を示す、予測を入れるというのがいいか悪いか分からないですけれども、確実に増えていくとしたら、そういう予測まで書いてあると、増やさなければいけないだねというのが読んだ方たちに共有されるかなと感じました。

以上2点です。

○栗原教育長 ありがとうございます。

では、最初の部分につきまして、臼井教育総務課長からお願いいたします。

○臼井教育総務課長 最初のご指摘のデータがどこの施策に関連しているかということ、先ほど説明でも申し上げたように、第4次の計画では、課題や現状がこの先のどういう取組につながるのかということについて意識して記載している部分でございますので、ご指摘のところが可能かどうか検討してまいりたいと思います。

ただ、明確に必ずこの施策につながるという部分がはっきりとしていけばいいのですが、お示しが難しい場合には、ご指摘のような記載の仕方は難しいかもしれません。いつ

たんご意見を協議してまいりたいと思います。

以上です。

○栗原教育長 2点目について、高橋教育支援課長から回答をお願いします。

○高橋教育支援課長 20ページでございます。小学校、中学校ともに特別支援学級や特別支援教室等を利用する児童・生徒は増加傾向にあるといったところをお示しさせていただいているところでございます。

ただ、今後の予測を数値として示すのは非常に難しいのかなと思っておりまして、例えば市の長期総合計画で出している将来人口推計などは、あくまでも統計学的手法で、コーホート要因法といった手法を使い根拠のある数字を出しているところです。こういった特別支援学級等を利用する児童・生徒数の予測を根拠に基づいた数値で示すことは非常に難しいのかなといったところで、あくまでも傾向を示すところとどめているところでございます。

以上です。

○栗原教育長 ご指摘ありがとうございました。

1つ目のご意見として、どこの施策に関係しているかを示すというのは、非常に良い指摘だと思います。今回、ほかの意見も同じようになるかもしれませんが、今この場で反映しますと即答することは難しいものが多いと思います。質問についてはお答えできても、ご意見について反映するかどうかは、臼井教育総務課長の回答のとおり、いったん持ち帰って、また外部の検討委員会等からの意見も踏まえて総合的に判断して、反映するかどうかは決めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかいかがでしょうか。石本委員、お願いいたします。

○石本委員 はい。まず2ページ、先ほど臼井教育総務課長の説明の中の、教育基本法の中の言葉で、「参酌し」という表現がされているのですが、なかなか耳なじみのない言葉だと思うのです。周囲の状況や意見を考え合わせて参考にするというような意味になるのではないかなと思うのですけれども、例えば2ページの計画策定の経緯の中で教育基本法の条文が使われている、それから6ページでは、教育公務員特例法及び教育職員免許法の改正について、文部科学省の資料を出典としているので、整備するとか削除するという表記になっているのですけれども、ざっと見させていただいた時、とても読みやすい項目立て、文章表記、説明の仕方をされているのですけれども、条文であるとか文部科学省の示している公式の文章を引用することによって、私はそうだったのですけれども、混乱が生じるのではないかなと思いました。表記の仕方について随分まちまちな印象を受けてしまいました。

条文を表記するにあたっては、そのままきちんと表記するしかないのでしょうかけれども、もしも市民向けということで、それが可能でしたらという意見です。あくまで1つの意見だと思っていただいて結構なのですけれども、こういうことをやろうとしているとか目指していると書いて、そのための参考は教育基本法の何条何項ですというとういつしたトーンの記事で済まないのかな、条文をそのまま使うのはどうかかなと思いました。

例えば6ページの上の同じ部分の2行目なのですけれども、「公立の小学校等の～」と書い

てありますよね。中学校はどうしたのか、と市民の方は思うのかなと思います。そのようなこともあると思うので、何か工夫できないのでしょうか。単なる思い付きの提案ですけれども、私はそのように感じてしまいました。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございます。臼井教育総務課長、お願いします。

○臼井教育総務課長 ご指摘がありましたように、どうしても引用の部分が、少なからず発生しておりまして、その部分が分かりづらかったり、柔らかい文章からいきなり硬い文章になったりするという部分が、市民の方に分かりづらいというご指摘かと思いました。

同じようなご意見を検討委員会の委員からも頂きまして、出典を入れるなどの形で一定の工夫はしたつもりではあるのですが、さらなる見せ方の工夫ができないかどうか、持ち帰って検討させていただければと思います。

○栗原教育長 ほかいかがでしょうか。もしなければ先に進めますが、最後にご意見をさかのぼってという形で皆さまに確認いたします。追加でのご質問、ご意見がありましたら、そこでまたお願いいたします。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 続きまして、3章と第4章の基本方針1、基本方針2、ページでいいますと25ページから52ページを対象といたします。では、ご質疑をお願いいたします。

石本委員、お願いいたします。

○石本委員 申し上げようかどうか実は今も迷いながら手を挙げました。立川市第5次長期総合計画基本構想ということで26ページに載っているところです。学校教育環境であるとか学校教育の充実を種々述べられているのですが、今、それから、これからの時代は、今まで問われてきたような学力ではなくて、テストで測れる、数値化できる力だけではない、例えば人と人が協力し合っていくとか、思いやりを持ってとか、見通しを持って粘り強くとか、いわゆる非認知能力という言葉でひとくくりにされている部分について、これからの時代を生き抜く子どもたちが次の時代のリーダーになっていくわけで、自分の周りだけ、自分の国だけ、では済まない時代になっているので、まさに非認知能力を今から意図的、計画的に育成していくべきなのではないかと思えます。そのようなところに第5次の計画のどこかで触れることはできないでしょうか。迷いながらも発言してしまいました。

以上です。

○栗原教育長 今、石本委員から頂いたご意見は、教育振興基本計画ではなくて、市の最上位となる第5次長期総合計画基本構想や、基本計画に非認知能力というようなことをうたったらどうかということでしょうか。確認です。石本委員、お願いします。

○石本委員 はい、そのつもりで提案しました。

○栗原教育長 齋藤教育部長、お願いいたします。

○齋藤教育部長 今、石本委員からご指摘いただいたテーマ自体は、非常に大きなテーマということでお聞きさせていただきました。26ページの下段、基本構想の政策方針の冒頭では、

生きる力と大きくくりしているところですが、石本委員ご指摘の非認知能力的な部分がここに包含されているかどうかといいますと、ここに含まれていますという形で明確にお伝え出来るような立て付けになっていないと理解してございます。

市の大きな基本構想を含めた内容について、まさに今、計画策定中で少しずつ状況を固めてきている中で、石本委員からご指摘いただいた点は、今さらながら、非常に重みをもって受け止めています。市の大きな方針の中でどのように受け止めていけるかについては、持ち帰って検討してみます。どの程度入れ込むことが可能かというところについても、今明確に申し上げることは難しいと考えてございます。

以上です。

○栗原教育長 ご指摘ありがとうございました。

では、続きまして堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 まず全体的な感想になるのですが、今の学校教育の現在地、立川の学校教育の現在地が分かって、係とか課ごとにも分かれており、T o D oリストとしてはとても分かりやすいと感じました。

ただ、今の石本委員と同じような感想になるかもしれませんが、長期総合計画の政策方針や教育目標が正直30年前ぐらいの内容に、30年前でも十分このような議論があったような気がいたします。

主體的に社会の形成に参画する意欲と態度を培う学校教育と書いてあるのですが、これが具体的に何を示しているのでしょうか。生きる力を育むというと、全てを含んでしまうので、何を含むのかを示さないと、これまでと同じように北極星に向かっていきます、今年1年どのくらい北極星に近づきましたかと言われて評価をしなければいけないような、全てを含んでいる感じがします。このままだとしても、もう1つ具体的に例えば非認知能力でもいいですし、私は全体的に読んだときに、基礎学力、体力、心という基礎的な部分と、あとは対話力とか探究力ぐらいに絞られるのかなと計画を読んで感じました。どのような書き方でもいいですが、もう少し時代に合っている内容にする、足すでもいいと思いますので、していただきたいと思いました。

○栗原教育長 齋藤教育部長、お願いいたします。

○齋藤教育部長 引き続きまして、基本構想における政策方針の位置付けの部分について、まず少し補足させていただければと思います。今策定中の上位計画でも、10年を見通した中で方向性を出しますので、今、堀切委員のご意見で触れていただいた要素になろうかと思えます。北極星のようではないか、あるいは30年前からこういった内容ではないかというご指摘もありましたけれども、いったんは教育の分野においては、恐らく長期総合計画的な計画が変わるたびに大きく変わるべき分野と、足元を見据えてどっしりと構えてやり続けなければならない分野の両方が要素としてあろうかと理解しておるところでございます。

いったんは政策方針については、基礎的な部分、大きく変わらない部分について包含したような形でいったん示させていただいておるところですが、今後、それぞれの時代性を含ん

で何をしていくべきかという内容については、この方針に基づいた中でそれぞれのレベル感において具体化を図ってまいりたいという形で計画策定を進めておるところでございます。

以上です。

○栗原教育長 堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 今回の説明でももちろん納得する部分もあります。全体的な感想になってしまうかもしれませんが、きめ細かになっていて、どんどんサービスは増えているように思われて、ありがたいのですけれども、今、学校教育のシステム自体の問題、みんな一緒に、一斉にやるというシステム自体を変えていこうという世の中の流れになっているところです。次の計画の策定の時には私はいないと思いますので、今言わないという気持ちなのですが、今変えずにいつ変えるのかなと思います。

ベルトコンベヤに子どもたちを乗せていくような学校教育、ベルトコンベヤを変えなければいけないのに、ベルトコンベヤに乗れない子は特別支援学級などに入れる、不登校で対策するとどんどん増築していっていますが、学校教育において本当に何が大事かということをごどこかで議論しないと、また次の計画まで根本的に変わらないのではないかという懸念があります。

○栗原教育長 今回の問いかけにつきまして、佐藤指導課長からお願いいたします。

○佐藤指導課長 26ページの立川市第5次と雪総合計画基本構想の政策方針が30年前と大きく変わっていないのではないかとご指摘の中で、決してそうではなくて、文言としては似ているかもしれませんが、後段の部分の「一人ひとりに個別最適な学びと協働的な学びの実現」という文言は、30年前には使われていなかったフレーズ、概念だと思っています。「誰一人取り残さず」というところも含めて、今うたわれているウェルビーイングの理念がこちらに盛り込まれているものと捉えております。

大きな方針を受けて、その後の計画に落とし込まれ、さらには、私どもも堀切委員がご指摘するベルトコンベヤ的な学校教育ではいけないと思っておりますので、一人ひとりに合った教育の実現、必要な力を育成していくための取組をさらに細かな計画のほうに、また教育の指針等々に持ち込んでいくところなのかなと捉えております。

お答えになっていないかもしれませんが、教育の方針について決して古いものではないかなと私自身は理解しているところでございます。

以上です。

○栗原教育長 ほかにご意見ございますでしょうか。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 基本方針1について質問です。この施策は、係ごとになっているということなのですが、気になったのは、31ページの施策3の3-1-②外国にルーツを持つ児童・生徒への支援が施策3に入っていることです。

外国人も誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実の基本施策2、施策の展開の2に入るのではないかと思ったのです。誰一人取り残さないと言いながら、外国人は別というのが少

し気になりました。ただ、係ごとに分かれているということなので、分かれざるを得ないのかなと思ったのですけれども、少し気になりました。

また、2-2-③幼保小中連携の推進は、誰一人取り残さないというよりは、地域の連携に該当するのではないかとか思ったりしたのですけれども、一般人の意見なので、どう分けているのでしょうかというのが、まず質問の1つ目です。

○栗原教育長 まず2つの施策について、ここの体系でいいのかという疑問点でございますが、佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 ご意見ありがとうございます。

例えば施策3-1-②外国にルーツを持つ児童・生徒への支援は、まさしく誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実にも含まれると思います。文言としては入っていないかもしれませんが、外国にルーツを持つお子さんの中には、2-2-①様々な困難を抱える児童・生徒への支援にも含まれている部分もあると捉えております。含まれているのですが、くくりの上で係ごとに分けて、こういった施策を立てている、取組項目を立てているところもございまして、振り分けていくと、両方に重なっているという施策も出てしまうのかなと捉えております。

以上です。

○栗原教育長 今、佐藤指導課長が申し上げたとおり、課や係で施策を分けることを基本にしているのですが、施策によっては、いくつもの項目にまたがるものがございます。そういった小柳委員の指摘は間違いではないのですけれども、どこで最もそこに関わる施策を行っているかという判断の中で振り分けているところがありますので、またがっている施策はどちらかに寄せているということをご理解いただければと思います。

続けて、小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 それから簡単な指摘が2つあります。1つは41ページで何回か言っているのですけれども、時間外在校等時間の指標が、時間外が1か月あたり45時間超の教員が今64%いて、令和11年度の目標値が0%のところですよ。やはり0%と言われると、いやいや、0%は無理でしょうと思ってしまって、具体的な50%とかそういう数値には出来ないのでしょうかというお願いです。

もう1つは、36ページです。2-1-⑤立川市民科を中心とした文化的な教育活動の推進とあるのですけれども、下の説明文には探究的と書いてあるのに、突然文化的となっていて、探究的のままでいいのにと感じてしまいました。加えて、ここの施策の展開1は、人権教育の推進や、自他の生命を尊重する取組といった展開をしているので、性被害から自分の身を守る自衛のための教育のような部分もぜひここで、立川市はこういうところに力を入れているのだぞということを強く言ってほしいと思います。

どちらの性別の子どもも被害に遭う可能性があり、避けられないので、自分の身を自分で守る、そのための取組をぜひここに、せっかく道徳をやっているのですから、ぜひ入れてほしいと思います。

以上です。すみません、長くなりました。

○栗原教育長 ありがとうございます。最初が施策4の指標にある教員の時間外のこと、こちらは佐藤指導課長、お願いします。

○佐藤指導課長 教員の時間外勤務、また長時間労働というところは、長年解決しなければいけない課題として重く捉えているところでございます。その中で小柳委員のおっしゃるように、今現在、時間外在校等時間が1か月あたり45時間超の教員が64%いる中で、5年後、6年後に0%にできるのかというご指摘はごもっともだと思います。

一方で、教員の場合、学校の設置者は市でございますが、人事権は東京都が管轄している中で、東京都が次の目標に向けて時間外勤務45時間超の教員を0%にしていくといった目標を立てておりますので、そちらに準じてこの数値を設定させていただいたところでございます。

また、36ページの2-1-⑤の文化的なという表記については、本市としては立川市民科を通して探究的な学びを展開していきますが、それ以外の教科でももちろん探究的な学びを展開してまいります。ただ、文化的なというところの表現も含めてご意見を頂きましたので、再度検討させていただきます。ありがとうございました。

○栗原教育長 よろしいでしょうか。

続きまして、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 これはお願いになるのですけれども、最近カスタマーハラスメントとかモニターペアレントへの対応などが求められていると思います。そういったところを具体的に入れるとしたら38ページあたりかと思うのですが、スクールロイヤーとか地域への対応に関連して、教職員の対応力を一層高めていくということに加えて、もう1つ教員を守るというような表現が入っているといいかなと思います。その辺りをご検討いただければというお願いです。

○栗原教育長 ご意見を踏まえまして、どのような書きぶりができるか少し検討させていただきます。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 今、小柳委員と伊藤委員の意見に通じる部分もあるのですけれども、先生を守るというところで、この計画の書き方はとても分かりやすく、市民に分かりやすいからこそ、きめ細かに一人ひとりに合ったサービスをやってくれるのだという解釈もできてしまうと私は感じました。

なので、自律に向けて支援するような方向で書いていないと、先生は大変だと思うのです。そうでないとやることが多い、保護者からの期待も高い、なのに残業は0%にするとすると、とても無理な感じがします。ですので、ぜひ先生を守るためにも子どもたちの自律の力を付ける、というところに何か付け足していただけたらうれしいと思いました。

それから小柳委員が言ったとおりで、私も文化的な活動というのはとても理解するのですが、実際に学校訪問の際に学校に行ってみると、探究的、プロジェクト型のような学

びはほとんどなされていないのが現状です。本当は子どもたち自らそこから課題を見つけてもらいたいのですけれども、先生たちが立川の中から題材を拾って、何年生はこれをやる、などとカリキュラムにしてしまっています。先生方も子どもたちと地域のためを思ってやったださっているのですけれども、マインドセットが必要かなと思います。新しく受け身でやらされる教科が1つ増えているという感じになっておりますので、申し訳ないのですけれども、もう少し何か探究ということをも——もちろん先生方もご自身が探究できるようにしていただきたいと思います。

小柳委員がおっしゃったところの人権教育に関して、性教育に関してもお願いしたいと思います。何が大事かという、みんなに共通の知識があることによって話しやすくなるということが一番大事かなと思います。もちろんあってはいけないのですけれども、実際あることですので、話しやすい言葉を持っているということが大事だと思います。

性の低年齢化もしていますし、先ほど私が言ったこととも重なりますが、この場所、もしくは市議会とかもそうだと思うのですけれども、性教育の話はどうしてもお願いしてもスルーされるのです。皆さん今、下を向いていらっしゃるのですけれども、スルーされてしまいます。意見を言う側として、女性がこういうことで困っていますと訴えても、実際に意思決定される方々がそうだと思うないとやはり反映されません。恐らく怖い思いをされた方がそちらには、あまりいらっしゃらないのではないかと思います。ですから、あえてもう一度プッシュしておきたいと思います。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございます。

工藤勇一先生の書籍の中に、教育の目的は自律した人間を育てることというお話があり、私もそのとおりだと思いました。そこには、今子供たちに必要な学習は与えられたものをこなすだけではなくて、自分で探究する学習だとありました。もちろん学習指導要領でもそのようなことがうたわれているわけですので。どのようにそれをうまく計画の中で市民の方々に分かっていただくように表現できるかというのは、持ち帰りしたいと思います。

それでは、佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 ご意見ありがとうございます。計画の中で性教育をトピックス的には取り上げていないと思うのですが、学習指導要領に基づいた内容で、性教育に関するところをしっかり学校において指導しているという認識でございます。

今、堀切委員が話されていた内容は、性被害や犯罪に遭わないといったところも含めてのお話であると受け止めまして、そういった部分では人権教育のみならず安全教育の部分でも取り組んでいくところなのかなと受け止めさせていただきました。ありがとうございます。

○栗原教育長 ほかにいかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

では、続きまして基本方針の3と4、53ページから67ページまで、こちらの範囲での質疑に移ります。では、ご質疑お願いいたします。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 ここで通学中における負傷事故件数の目標値が12件から0件となっているのですけれども、戻っていただいて、15ページを見ると傷病事故件数の目標値が令和6年度420件で、令和5年度よりも増えているのです。令和6年度の数値が増えているのに、令和11年度になると0件というのが少し引かかったところなので、その辺はご検討いただいて訂正していただければよろしいかなと思います。

○栗原教育長 伊藤委員、ありがとうございます。15ページの傷病事故件数については、現在の学校教育振興基本計画で定めている目標値が令和6年に420件ということでございます。これを定めたのが計画策定の当初ということで、5、6年前に目標値を設定した際、おそらく当時は、傷病事故件数がこれ以上に多かったのかなと思うのです。それよりは減らした数値が目標値として定められております。

56ページについては、基準値は令和5年度の実績でございますが、その上でこちらは目標値が令和11年度に、あくまでも通学中における負傷事故についてはなくすということで、高い目標を掲げさせていただいたというところでございます。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 この違いは分かっているつもりなのです。15ページの件数は学校の中で転んですりむいたとか、少し痛がっているからもしかして骨折しているのではないかと言ったけれども、結局大丈夫だったとかも含むような、日本スポーツ振興センターの件数だと思います。通学中の事故というのはもう少し大きな交通事故というところなので、これを急に令和11年度になって0件というのは気になったので、ご検討いただければと思います。

○栗原教育長 ご意見ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 56と57ページの基本施策9を見ているのですけれども、安全安心の確保というよりは、就学の機会の部分で、経済的理由がある方への援助に加えてヤングケアラーの方を福祉につなげるなど、ヤングケアラーというワードは37ページにも出てきていて、そちらにも入っているのですけれども、これこそいろいろなところにまたがって入ってもいい話なのかなと思いました。福祉とも連携し、義務教育を保証しますのような意味で、ここにも関わってくると思います。部署で分かれているということなので、無理ということであればしようがないと思うのですけれども、もう少しこの施策に付け加えてもいいのかなと思いました。

それから58ページの、保健衛生の推進というところで、確かに健康診断を受診する人が100%というのはいいのですけれども、学校とつながっていない、どこもつながっていない孤立している子どもがゼロですのような指標をどこかで聞いたことがあり、とてもいいなと思いました。それをどこかに入れられたりしないのですか。健康診断の受診率が100%も大事なのですけれども、孤立していないということも大事なのかなと思いました。うまくまとまっていなくてすみません。

以上です。

○栗原教育長 2つご意見を頂きまして、1つがヤングケアラーについても、基本施策9の就学の機会と安全安心の確保に入るのではないかとということをご頂きました。

齋藤教育部長、お願いいたします。

○齋藤教育部長 ご質問ありがとうございます。今、小柳委員がご指摘いただいたとおり、ヤングケアラーの施策自体の位置付けも、そういった就学を子どもの学びの機会を確保するという意味において、この施策にも当てはまるのではないかとのご質問になりますけれども、先ほど、ほかの質問でも同様の説明をさせていただいているところですが、施策がいくつかにまたがっている中で、どこを主として計画の中で位置付けるという中では、ヤングケアラーについてはこのパートではないところで整理させていただきたいというところがございます。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございます。2つ目の58ページの基本施策10、児童・生徒の保健衛生の推進の、定期健康診断の受診率を100%の部分に加えて、小柳委員は、孤立している子どもがゼロという指標をどこかでいれるといいのではないかとということでございます。不登校の部分との関わりだと思えます。指標には入れていないですけれども、今現在も進めている施策、スクールソーシャルワーカーが連絡を取ったり、ご自宅を訪問したり、つながりがないということがないように、今現在も取り組んでおりますし、計画の中の指標では示していませんけれども、実際にそのために取り組んでいるのは事実でございます。次の5年についても、考えとしては同じになります。

ただ、残念ながら学校とうまくつながらないというご家庭があるのは現実でございます。どうしても家庭のほうから拒否されてしまい、なかなかコンタクトが取れないというケースが現実にあるということがございますが、今のご意見は考えとして大切にしていきたいと考えています。ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 学校給食の部分はとても頑張っているのに、指標は今までシャトルランか何かだったのですよね、なので分けていただいてとても良いと思いました。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございました。では、先に進ませていただきますけれども、よろしいでしょうか。

[「異議なし」との声あり]

続きまして、基本方針5と6です。68ページから75ページまでになります。こちらについてのご意見、ご質問をお願いいたします。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 では、基本方針5、6については以上とさせていただきます、最後、第5章、76ページから資料編まで、この冊子の最後までとなります。なお、資料については、用語解説につきましては現在まだ作成中でございますので、用語解説以降の基礎データ等は含みますが、その範囲内でのご質問をお願いいたします。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 資料編の83ページの、学校給食における地元農産物の使用率はなぜ入っているのか、予算もそうなのですけれども、どこかの指標に関係しているから載せているのでしょうか。

○栗原教育長 ありがとうございます。

臼井教育総務課長、どういうデータを取り上げたのかということでお願いいたします。

○臼井教育総務課長 まず、本編で取り扱っている指標につきましては、基本的にはその後の課題とか解決につながるということで載せています。資料編はあくまでも参考ということでございますので、市民の方が教育を考える上でこういう数字はどうなっているのかなというものを様々知っていただくような資料として集めさせていただいております。

今、小柳委員のご指摘にありました地元農産物の使用率は、もしかすると農業施策になるかもしれないのですけれども、給食にどれくらい地場産野菜が使われているのかというのは、ご質問等が多い部分でございますので、参考として入れさせていただいております。

○栗原教育長 少し補足ですけれども、市のデータのものは毎年発行している「立川の教育」に載せていたり、9月に必ず決算があり、そこで前年の実績といった形で出るなどがあります。参考にするのであれば、そのような公の資料になりますけれども、あくまでもこちらについては、その中からいくつかピックアップした統計データということで、このデータを載せなければならないと決まっているようなものではありません。先ほど臼井教育総務課長が申し上げたとおり、関心が高いものや「立川の教育」の中で知っていただきたいデータということで取り上げております。

ほかはいかがでしょうか。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 今の地元農産物についてですけれども、例えばブロッコリーが使われているとかニンジンが使われているなどというのを取りあげたほうが市民の方の気を引くかなと思います。ぱっと数字だけ書かれるよりも、地元の肉を使っているなど、もう少し詳しいのかなと思います。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございます。確かに立川の野菜は何が使われているのだろうということも重要です。こちらはあくまで計画の資料としてということで、学校給食課でも立川産の野菜を使っていますというのは、給食だより等にも載せておりますので、そちらもぜひ参考にいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

ほかはいかがでしょうか。

では、5章と資料編については以上とさせていただきますが、全体を通じてこの部分もう一度確認したいということがございましたらお願いいたします。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 本当に細かい部分で申し訳ないのですが、先ほど小柳委員が質問なされた19ページとその次のページのデータの年度が西暦になっているのですが、ここだけが西暦になっています。そろえられたほうがいいのかどうか分かりませんが、ご検討いただければと思います。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございます。全体で統一した表記ということで、ご指摘はごもっともだと思いますので、和暦にするか、西暦を併記するか、その辺りは工夫をお願いいたします。

ほかいかがでしょうか。範囲は全体で構いません。

堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 全体を行きつ戻りつしながら見ていると、1つはせつかく課と係で分けられているので、課とか係も基本方針のところに書いていただいたほうが分かりやすいかなと思いました。施策の展開、何が大きな項目で、そこに連なっているのが何かというのが、全体の表を見ながらでないと、今どういう項目なのだけと少し分かりづらいので、課名を書いていただくと、この課のことをずっと言っているのだなということが分かるかなと思いました。

以上です。

○栗原教育長 今、堀切委員がおっしゃったことは、この計画の前提として、組織との連動ということであれば、組織をどこかに併記したほうが分かりやすいのではないかとということで、ご意見ごもっともでございます。臼井教育総務課長からお考えをお願いいたします。

○臼井教育総務課長 堀切委員のご意見、ごもっともかなと思っています。持ち帰らせていただきたいのですが、組織や係などは短期間で変化する可能性があり、5年間の計画と考えると、今の時点では組織と体系があっているのですが、恐らく5年のうちに課や係の名前が変わってしまったり、統廃合があるということも考えると、組織名を明記したほうがいかどうかというのは検討させていただきたいと思います。

○栗原教育長 堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 それでしたら、第4章の下に今何の話をしているようなことが書いてあるといかなと思います。

以上です。

○栗原教育長 どの位置になりますか。

○堀切委員 第4章という見出しが事業の展開と今後の方向性であるのですが、とてもざっくりしているので、右上の第4章のタイトルの下に今何の話をしているというのをインデックスのように入れていただけるとありがたいです。

○栗原教育長 今、堀切委員のご指摘は、ページの右上に章単位でインデックスが付いている

のを、第4章については、どこの部分をということで基本施策まで見えるようにすると見やすいということですね。

○堀切委員 施策の展開2のように書かれているのですが、何の基本施策の展開をやっているのだろうとなってしまいました。

○栗原教育長 分かりました。もし、可能ならより見やすくなると思うのですが、技術的に可能かどうかということで、やってみて、もしできなかつたら申し訳ございません。ご意見ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

ほかないようでございます。

それでは、1協議(1)立川市第4次学校教育振興基本計画について、の協議は以上とさせていただきます、次回は年明けになると思いますが、素案という形で教育委員会定例会の中で皆さまにお示しをし、本日と同じようにご協議いただきたいと思っています。ありがとうございました。

◎協 議

(2) 小・中学校への自閉症・情緒障害特別支援学級の設置について

○栗原教育長 続きまして、1協議(2)小・中学校への自閉症・情緒障害特別支援学級の設置について、に入ります。

高橋教育支援課長、説明をお願いいたします。

○高橋教育支援課長 それでは、小・中学校への自閉症・情緒障害特別支援学級の設置についてご説明いたします。

小学校自閉症・情緒障害特別支援学級につきましては、令和3年度に第二小学校、令和5年度に大山小学校に開設してきましたが、自閉症・情緒障害特別支援学級への入級希望児童数は増加傾向にあり、今後市内3校目を設置しなくては、対象となる全ての児童の受け入れが困難となる見通しとなっております。

また、小学校自閉症・情緒障害特別支援学級を利用する児童及びその保護者が中学校進学の際、通常の学級に進学し、特別支援教室(プラス)を利用するか、他市の自閉症・情緒障害特別支援学級に進む等のいずれかからの進学先を検討している状況となっております。これまで生徒の状況等に応じた適切な学びの場を用意できていないことで、適切な指導及び必要な支援が十分に行われず、保護者等からも中学校への設置を求める要望が出ております。

これらの状況を踏まえ、アクセス面や施設面の状況等から総合的に検討した結果、第六小学校及び立川第四中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置することとしました。

今後は、令和8年の学級開設に向け、第六小学校、立川第四中学校の保護者や第二小学校、大山小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級に通う保護者等に周知を行うほか、外部有識者や設置校の管理職、教員、市教育委員会などで構成する開設準備検討委員会において円滑な

開設に向けて検討を進めていく予定です。

説明は以上です。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 ご説明ありがとうございます。

とても素晴らしい取組をしてくださっていると思うのですが、令和3年度、次が令和5年度、できればそこは2年空けて令和7年度に設置していただきたいです。また、令和8年度に2校ということになりますと、ぜひもう令和10年度のことに関して、少し予定を立てていただいて、これからどんどんニーズが高まってくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○栗原教育長 ありがとうございます。令和8年度以降のことですが、六小と四中に設置して、またその利用状況等を見た中で、先のことを検討していきたいと思っています。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

ほか質疑ないようでございます。

それでは、お諮りいたします。

1 協議（2）小・中学校への自閉症・情緒障害特別支援学級の設置について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○栗原教育長 異議なしと認めます。

よって、1 協議（2）小・中学校への自閉症・情緒障害特別支援学級の設置について、は承認されました。

◎協 議

（3）長期欠席児童・生徒への給食提供の試行実施の拡大について

○栗原教育長 続きまして、1 協議（3）長期欠席児童・生徒への給食提供の試行実施の拡大について、に入ります。

青木学校給食課長、説明をお願いいたします。

○青木学校給食課長 学校給食課より長期欠席児童・生徒への給食提供の試行実施の拡大について、ご説明いたします。

令和6年度2学期から開始した長期欠席児童への給食提供の試行実施について、3学期より対象者を市立中学校生徒へ拡大いたします。また、児童・生徒がより参加しやすくなるよう、事前申込手続きを不要とするとともに、提供日を拡大し、東調理場で給食提供のある全ての日といたします。

この変更は、令和7年1月16日木曜日から実施いたします。開催場所は、小・中学生ともに、東調理場の会議室の半分を、くるりんルームとして、小学生、中学生の参加が重なった場合は、パーティションで仕切るなど配慮を行い実施したいと思っております。

実食する給食は中学校給食とし、費用は学校給食費の無償化により無料となります。試行期間は付き添いの保護者も無料といたします。

定員は、小・中学生合わせて1日あたり10組程度とし、希望者が多数の場合には先着順といたします。

周知方法としましては、小・中学校から対象の保護者へ情報提供するとともに、市ホームページ、市公式LINE、X(旧Twitter)、学校給食課公式インスタグラムを活用し、情報提供してまいります。

なお、東調理場で社会科見学や視察、試食会等がある場合には、事前にホームページ等で周知を行い、西調理場で給食の提供を行います。

学校給食課からは以上となります。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 ご説明ありがとうございます。不登校の子にとって外に出るきっかけということで、とても良い試みだと思います。

1つ気になったのは、定員が1日10組程度、先着順で、例えば10人来ればいいですけども、0人という時は10食余ってしまいますよね。そういう時はどのように運営されているのでしょうか。

○栗原教育長 青木学校給食課長、お願いいたします。

○青木学校給食課長 10食については別で作らせていただくので、0人という場合には無駄になってしまうというところはございます。10組を超えた場合などについても、10組程度と考えておりますが、オーバーした時の対応の仕方も考えていかなければいけないと思っております。まずは来ていただくことが第一だと思っておりますので、まずそれで始めさせていただきたいと考えているところです。

以上です。

○栗原教育長 ほかいかがでしょうか。堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 第14回教育委員会定例会で、試行実施のことを最初に教えていただいた時に、事前の申込は親にとってはとても厳しいですということを申し上げまして、ありがたいです。その日、その時間に子どもの気持ちが向けば、行くことができるということで、ぜひ来ていただけるといいなと思いました。ありがとうございます。

以上です。

○栗原教育長 堀切委員、ありがとうございます。子どもも今までの2学期の試行を踏まえて、目的は来ていただいて、食べていただく、学校復帰だけが目的ではございませんけれども、

いろいろ外出する機会、みんなで一緒に食事する機会にもなるでしょうし、そこから児童・生徒の中で何か気持ちが生まれてきてくれればよいなと思っています。ご意見ありがとうございます。

ほかはいかがですか。石本委員、お願いいたします。

○石本委員 今回の資料を頂いて、とてもうれしかったです。2目的のところの3つはとても大事だと思っています。場所は学校ではありませんけれども、当然、疑似体験になるし、仲間が食べている同じ給食を頂ける、これはとてもありがたいと思っています。中には食事もままならない場合や、親御さんが忙しくて準備ができない場合もあるかもしれませんし、そういうことが続いていけば虐待とか万引きとかいろいろなことに発展しかねない、様々な要素を含んでいると思うのです。おなかがすくのに食べるものがないという切実な話も聞いたりしますので、そういう意味でもありがたい事業だと思っています。

それから、調理場の見学もさせていただける、これもありがたくて、子どもが特に外に出られなくなってしまうと、世界が自分の部屋だけになってしまうことが多いと思いますので、実際にこれだけの規模でこれだけたくさんの人たちが1食の給食を作るのに働いていらっしゃるのを目の当たりにするというのは、大きく社会に目が開く瞬間だと思っていますので、そういう意味でも意義があると思います。

1つお願いがあります。せっかくホームページ、インスタグラムをやっているから、協力してくれる保護者やお子さんがあるなら、食べた感想をホームページにアップする、了解が得られた場合、ぜひこういうお子さんの感想もありますというのを宣伝していただきたいと思います。

以上です。

○栗原教育長 ご意見ありがとうございます。今頂いた意見、取り入れられるものは積極的に行っていきたいと思っています。

ほかはいかがですか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ほかないようでございます。

それでは、お諮りいたします。1協議(3)長期欠席児童への給食提供の試行実施の拡大について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1協議(3)長期欠席児童への給食提供の試行実施の拡大について、は承認されました。

◎報 告

(1) 立川市 学校における働き方改革総合プランについて

○栗原教育長 続きまして、2報告(1)立川市 学校における働き方改革総合プランについて、に入ります。

佐藤指導課長、説明をお願いいたします。

○佐藤指導課長 それでは、立川市、学校における働き方改革総合プランについて、ご報告いたします。

本プランにつきましては、第20回教育委員会定例会においてご説明し、ご協議いただいたものでございます。その中で文章表現や文言についてご意見を頂いた点もございますが、本プランは国の動向を踏まえるとともに、東京都教育委員会が示す目的や目標、取組の方向性にあわせて取り組んでいくものであることから、表記や文言もそれに準じて記載させていただいております。

そのため今回のご報告内容は、前回の説明から大きな変更はございませんが、誤字や誤変換があった箇所について修正しております。それが9ページ上から2行目、自動音声、前回は児童・生徒の児童となっていたかと思えます。また、12ページ上から2行目、精査、前回は精選となっておりましたが、精査と修正させていただきました。

報告は以上となります。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

[「ありません」との声あり]

質疑ないようにございます。これで2報告(1)立川市 学校における働き方改革総合プランについて、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(2) 立川市地域学習館条例施行規則の様式の変更について

○栗原教育長 続きまして、2報告(2)立川市地域学習館条例施行規則の様式の変更について、に入ります。

庄司生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 それでは生涯学習推進センターより、立川市地域学習館条例施行規則の様式の変更について、ご報告いたします。

地域学習館を新たに利用する場合は、施設予約システム利用者登録申請を行っていただくことを基本としてございます。この申請書について、規則で様式を定めておりますが、本人確認書類を列挙しており、その記載について変更するものでございます。

変更前、変更後の様式の2枚目の下から2番目の本人確認の欄をご覧ください。

改正内容でございますが、保険証の発行が令和6年12月2日で終了することに伴い、必要な改正をするものでございます。具体的には保険証を資格確認証(保険証)に変更することとあわせ、今まで、その他のところで括弧書きしていただいた個人番号カードですが、確認書類とするケースが非常に多くなってまいりましたので、新たに項目として加えるものでございます。

説明は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

質疑ないようでございます。

これで2報告（2）立川市地域学習館条例施行規則の様式の変更について、の報告及び質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。その他はございますか。

〔「ありません」との声あり〕

その他はないようでございます。

◎閉会の辞

○栗原教育長 それでは、次回の日程を確認します。次回、第23回定例会は、令和6年12月11日水曜日午後1時30分から、302会議室で開催をいたします。

これをもちまして、令和6年第22回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後3時13分

署名委員

.....

教育長